

気づき つながり 支えあい 安心してつながるまち

はままつ

第4次 浜松市地域福祉活動計画

2019年度(平成31年度)~2023年度



はじめに

浜松市社会福祉協議会では、平成26年3月に第3次浜松市地域福祉活動計画を策定し、地域の様々な団体・機関と連携を図りながら地域福祉活動を推進してまいりました。特にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置については、浜松市とともに重点的に取り組んできました。

この間、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、少子高齢化や地域の中での孤立・孤独はますます進行し、あらゆる世代での暮らしに関する困りごとが多様化、複雑化しています。

今回策定した第4次浜松市地域福祉活動計画では、これまでの事業の進捗状況を踏まえ、浜松市地域福祉計画と同一方向を見据え地域福祉の充実を図るとともに、国が進める「地域共生社会」の実現に向け浜松市としての取り組みを強化していくことを目指しています。

そのために重点事業として、①地区社会福祉協議会への支援強化
②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による支援強化の2つを掲げ、積極的に事業を推進してまいります。

この計画を実効あるものとしていくためには、地域の方々をはじめ関係団体・機関、社会福祉施設、行政機関等のみなさまとの協働が不可欠です。福祉のまちづくりを実践するため、今後もお支援ご協力をお願い申し上げます。また、本来事業の実施に当たっては、浜松市からの財源措置が欠かせません。事業の公益性や必要性についてご理解をいただき、さらなるご支援をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員会委員のみなさまをはじめ、計画策定にご協力をいただきました関係機関のみなさまに対しまして、心から感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 山口 智之

目 次

第 1 章 第 4 次浜松市地域福祉活動計画策定にあたって ……	1
1. 地域福祉活動計画策定の背景 ……	2
2. 第 3 次計画期間内の主な福祉環境の変化 ……	3
3. 地域福祉計画との関係 ……	5
4. 地域福祉の圏域の考え方 ……	6
5. 計画の期間と策定の体制 ……	7
第 2 章 第 3 次浜松市地域福祉活動計画の実績と評価 ……	9
1. 第 3 次浜松市地域福祉活動計画の体系 ……	10
2. 第 3 次浜松市地域福祉活動計画の評価(基本計画) ……	11
3. 第 3 次浜松市地域福祉活動計画の評価(重点事業) ……	17
第 3 章 第 4 次浜松市地域福祉活動計画の考え方 ……	23
1. 第 4 次浜松市地域福祉活動計画の体系 ……	24
2. 基本構想 ……	26
3. 基本目標 ……	27
4. 基本計画 ……	28
5. 重点事業 ……	40
資 料 ……	47

第1章

第4次浜松市地域
福祉活動計画策定
にあたって

1. 地域福祉活動計画策定の背景

地域福祉活動計画は、住民・関係機関・各種団体・社会福祉協議会等が協働し、住民が地域で生活するための環境を整えるとともに、住民同士の結びつきや助け合い活動・交流活動を活性化し、地域が抱える生活課題や福祉課題を解決することにより「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指し、中長期的な視点に立ち策定するものです。

浜松市社会福祉協議会では、平成26年3月に「第3次浜松市地域福祉活動計画」を策定し、「市民の参加と支えあいによる誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本構想として、4つの基本目標の実現のために様々な取り組みを実践してきました。

第3次の計画は平成26年度から30年度までの5か年計画ですが、この間少子高齢化のより一層の進行、支援を必要としている人々の増加、地域のつながりの希薄化、子どもの貧困の顕在化、社会的孤立の問題等、様々な課題が浮かび上がってきています。国は、今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」(※資料P51)を位置づけ、社会福祉法等において住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することを目指しています。そのために連絡調整機能を持つ社会福祉協議会が「協働の中核を担う」ことを期待されており、それに応える力量が試されることとなります。

こうした環境の変化を的確にとらえ、地域福祉をさらに発展的に推進し、課題解決の具体的な取り組みを示すため「第4次浜松市地域福祉活動計画」(以下「第4次計画」という。)を策定します。

- 第1次浜松市地域福祉活動計画（平成14年度～18年度）
- 第2次浜松市地域福祉活動計画（平成21年度～25年度）
- 第3次浜松市地域福祉活動計画（平成26年度～30年度）

2. 第3次計画期間内の主な福祉環境の変化

平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 • 子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> • 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告) • 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成 28 年度予算) • 生活困窮者自立支援制度の本格実施 • 介護保険法の改正(地域包括ケアシステムの構築) • 子ども・子育て支援新制度の施行 • 市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策 2015(全社協)
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> • 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる。 • 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 • 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置 • 地域力強化検討会 中間とりまとめ • 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 29 年度予算) • 社会福祉法一部改正(社会福祉法人の「地域における公益的な取組」) • 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律案)を国会に提出

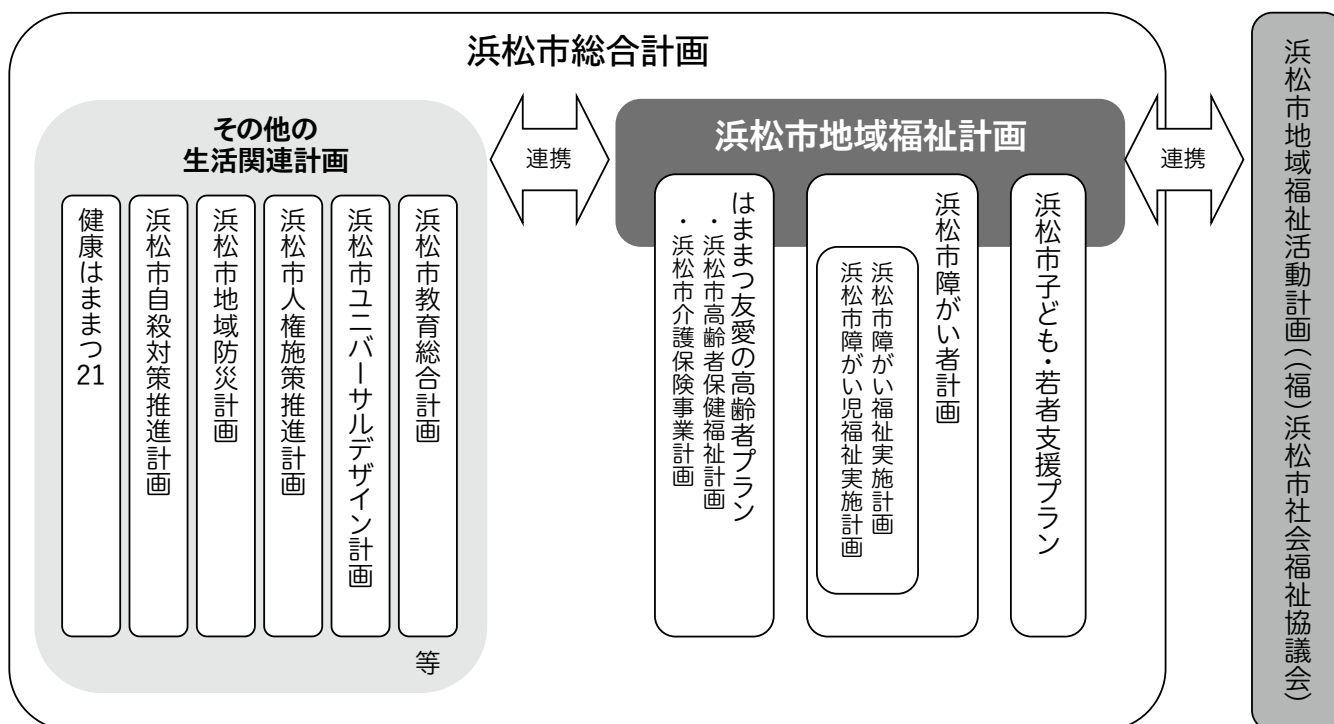
	<ul style="list-style-type: none"> • 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定 • 社会福祉法改正法案の可決・成立 • 改正社会福祉法の公布 • 地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～ • 改正後の社会福祉法第 106 条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法に基づく「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」が告示（厚生労働省告示第 355 号） • 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の厚労省通知が発出 • 「社協・生活支援活動強化方針 第2次アクションプラン」（全社協）
<p>平成 30 年 (2018 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 改正社会福祉法の施行 • 生活困窮者自立支援法の改正 • 「社協・生活支援活動強化方針 第2次アクションプラン」の一部改定（全社協） • 成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策（全社協） • 社協における生活困窮者自立支援の推進方策（全社協）

3. 地域福祉計画との関係

浜松市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画と位置付けられます。この計画は、市町村が地域福祉の主体である住民等の参加を得て生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策を盛り込む行政計画です。また、平成29年の改正により、地域福祉計画の策定に努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられました。

一方、地域福祉活動計画は、地域福祉を実践するためのアクションプランです。地域福祉計画と一体的に策定し、その内容の一部共有・協働等、相互に連携を図りながら進めていきます。

■ 計画の位置づけのイメージ図

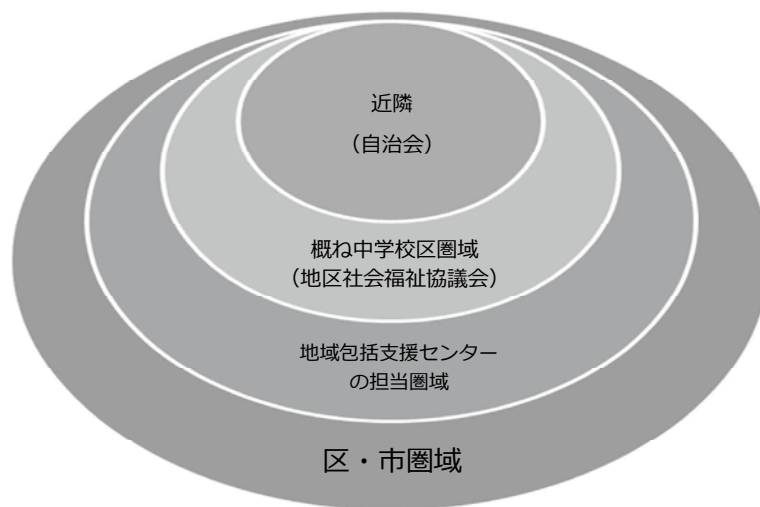


(第4次浜松市地域福祉計画 より)

4. 地域福祉の圏域の考え方

第4次浜松市地域福祉計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割と機能を発揮しながら、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を重層的に機能させて、地域福祉を推進することとしています。

第4次計画においてもこの圏域の考え方を共有し、整合性をもって地域福祉の推進にあたります。



<第4次浜松市地域福祉計画における4層の圏域>

圏域	圏域の役割
近隣(自治会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における見守りや援助活動があり、一部の役員だけでなく、多くの個人・団体が主体的に参加(自治会、民生委員・児童委員、子ども会等) 対象を限定しないサロン(居場所)や見守りネットワーク活動、軽微な生活支援 生活課題等の検討の場で市社協・保健師等が参加
概ね中学校区圏域(地区社会福祉協議会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> 住民(地区社会福祉協議会等)によるなんでも相談窓口、近隣で発見した気になる人の問題が持ち込まれ、解決策を検討 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や保健師等のエリア担当専門職と住民がつながった、ワンストップ体制(地域の事業所、NPO法人、企業等) 住民、ボランティア等の活動拠点が整備
地域包括支援センターの担当圏域	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉(高齢、障がい、児童、困窮)、介護、教育、市民協働、交通、住宅、防災等の関係部局と住民組織が、地域の生活・福祉課題を定期的に話し合う場
区・市圏域	<ul style="list-style-type: none"> 行政代表者と住民代表者による総合調整、施策化、計画立案の場

(第4次浜松市地域福祉計画 より)

5. 計画の期間と策定の体制

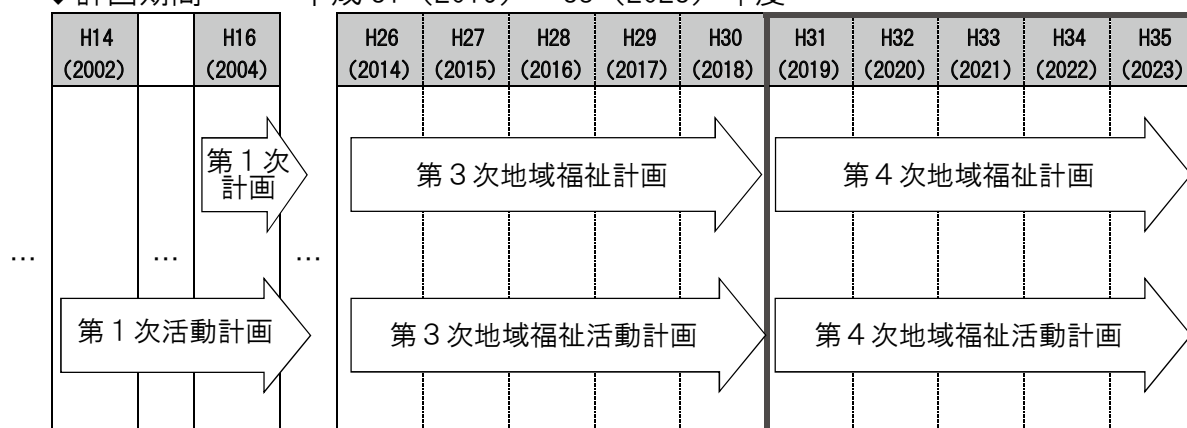
1 計画の期間

第4次計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度の5年間とします。

この期間は、第4次浜松市地域福祉計画と同一期間であり、連携を図りながら地域福祉の推進を図ります。

また、計画の期間中には地域住民や関係機関との懇談会等を通じ、定期的に計画の進捗状況の確認をするとともに、単年度ごとに外部の委員による事務事業評価を行い、計画の推進を図ります。

◆計画期間・・・平成31（2019）～35（2023）年度



(第4次浜松市地域福祉計画 より)

2 策定の体制

(1) 計画策定プロジェクト

課長、地区センター長で構成する「計画策定プロジェクト」を組織し、策定プロセスからその後の実践まで視野に入れ、連携を図りながら策定にあたります。

(2) 計画策定委員会の設置

事務事業評価外部委員を計画策定委員の中心として位置付け、アドバイザーとして地域福祉について見識のある大学教授にご協力をいただきながら、計画の基本的な考えや計画案についての協議・検討をしていきます。

(3) 地域住民等の意見の集約

①市民アンケート

浜松市が地域福祉計画策定のための基礎資料として行う市民アンケート調査の内容を共有し、現行計画の検証と課題整理を行い、策定の参考とします。

②意見交換会

浜松市と協働して、各福祉団体・機関等との地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関する意見交換会を行い、策定の参考とします。

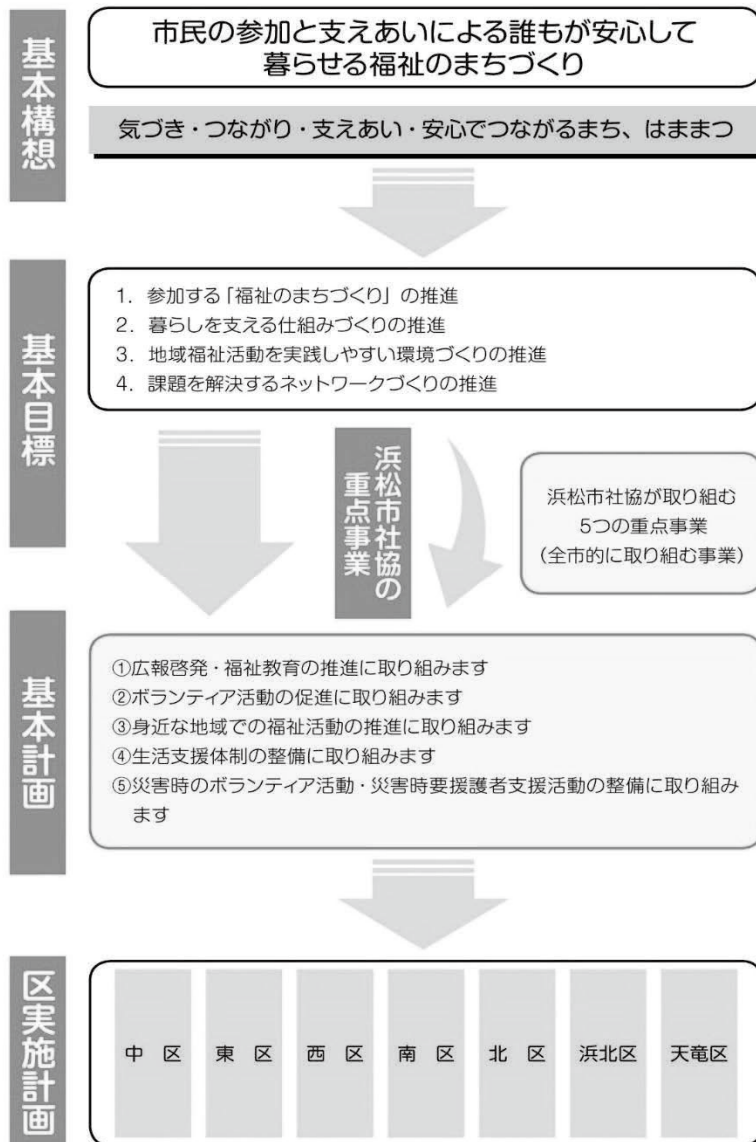
第2章

第3次浜松市地域
福祉活動計画の実
績と評価

1. 第3次浜松市地域福祉活動計画の体系

第3次浜松市地域福祉活動計画は、平成26年度から30年度を計画の期間とし「市民の参加と支えあいによる誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の基本構想と、それに向けて4つの基本目標を定めました。

その目標を達成するため、5つの基本計画と区ごとの実施計画を策定しました。また、特に全市的に取り組む事業を5つ選定し、「浜松市社協が取り組む重点事業」としました。



2. 第3次浜松市地域福祉活動計画の評価（基本計画）

第3次浜松市地域福祉活動計画では、4つの基本目標を達成するための基本計画（5つの柱）を策定し、より地域に根ざした事業を展開しました。

基本計画

《 5つの柱 》

- ① 広報啓発・福祉教育の推進に取り組みます
- ② ボランティア活動の促進に取り組みます
- ③ 身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます
- ④ 生活支援体制の整備に取り組みます
- ⑤ 災害時のボランティア活動・災害時要援護者支援活動の整備に取り組みます

1 広報啓発・福祉教育の推進に取り組みます

【主な取り組み】

事業名	内容・実績の概要
社協だよりの発行	・年4回（全戸配布）発行 ・1回あたり、30万部
ホームページの充実	・福祉情報の提供、各種事業の参加者募集や報告等 ・他団体のボランティア募集やイベント情報等の掲載
福祉ふれあいフェスタの開催	・年1回開催 ・福祉団体や福祉施設等の情報発信や福祉の啓発
出前講座（福祉体験等）の実施	・学校や地域、企業への車いす等の福祉体験 ・実施回数 57回（平成29年度）
夏休みチャレンジボランティアの実施	・市内の福祉施設等での3日間以上のボランティア体験 ・参加人数 286人（平成29年度）
福祉教育担当者連絡会等の開催	・区単位で、学校の担当教諭との意見交換、情報共有等 ・各学校での福祉教育の取り組みの発表、報告

<成果>

- ・「社協だより」やホームページによって、福祉への関心が高まりました。
- ・「夏休みチャレンジボランティア」を通じて、中高生の福祉やボランティアへの意識が向上しました。
- ・「出前講座」の実施により、福祉教育の啓発や福祉についての理解が深まりました。
- ・福祉教育担当者連絡会等を通じて、児童・生徒への福祉啓発が推進されました。

<課題>

- ・浜松市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の認知度向上の取り組み。
- ・地域における人材育成への工夫。
- ・出前講座の内容固定化に対する新たな福祉教育メニューの開発。
- ・福祉教育の視点を考慮した、地域での取り組み。

2 ボランティア活動の促進に取り組みます

【主な取り組み】

事業名	内容・実績の概要
ボランティア相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター、地区センター、事務所等で相談対応 ・相談件数 1,984件（平成29年度）
ボランティアセミナー等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区センターで、実施 ・開催回数 15回（平成29年度）
ボランティアセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉交流センターに設置 ・ボランティア登録制度（ボランティアバンク）※毎年度更新 ・登録団体数 478団体（平成29年度）
CSRセミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催 ・参加人数 33人（平成29年度）
ボランティア交流集会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催（基調講演と分科会） ・参加人数 54人（平成29年度）
ささえあいポイント事業の受託	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市より受託（平成26年度～） ・新規登録者数 471人（平成29年度）

<成果>

- ・研修内容を工夫した結果、住民意識が高まり、企業等からの相談件数も増加しました。
- ・ボランティアの情報交換や実践活動の体験によって、支援の充実を図ることができました。
- ・在宅における傾聴ボランティアの開始により、新たな生活支援の構築がされました。

<課題>

- ・ボランティアの高齢化による、新たな担い手の発掘と団塊の世代へのPR活動。
- ・男性の参加者が少ない。
- ・研修等の終了後の地域活動へのつながりの構築。
- ・ボランティアセンターへの、専従職員の配置。

3 身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます

【主な取り組み】

事業名	内容・実績の概要
人材育成のための講座等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区センターで実施 ・開催回数 38回（平成29年度）
地区社会福祉協議会からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課、地区センター、事務所にて随時対応 ・地区担当の配置
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市と連携、協働し、順次配置 ・平成27年度（2人） → 平成30年度（10人）
地域診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会と協働して、平成27年度から実施 ・平成30年度現在、23地区で実施
補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市と連携しながら実施 ・必要に応じて見直しを実施
地域ボランティアコーナーの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市や地域と連携、協働し設置地区の増加 ・平成26年度（37地区） → 平成30年度（44地区）
地区社会福祉協議会連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・区単位で開催

<成果>

- ・地域の実情に合わせ「いきいきサロン」や「居場所」を工夫したため関心が高まり、サロンの立ち上げが進みました。
- ・地域診断アンケートの実施により、地域における課題や住民の抱える不安を把握することができました。
- ・浜松市と調整し、地区社会福祉協議会への補助金を市社協からの一本に整理した結果、事務的な負担の軽減と補助金を早期に交付することができました。
- ・地区社会福祉協議会連絡会では区ごとに活発な意見交換が行われ、各地区の活動の推進につながりました。

<課題>

- ・講座受講者の地区社会福祉協議会活動へのつなぎ。
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による、地区社会福祉協議会への支援強化。
- ・地区社会福祉協議会の活動把握、ニーズ把握。

4 生活支援体制の整備に取り組みます

【主な取り組み】

事業名	内容・実績の概要
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談や地区社協等への相談対応 ・新規相談件数 496件(平成29年度) ・ゴミ対応等の仕組みづくりの実践
福祉なんでも相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課、地区センター、事務所にて随時対応 ・相談件数 3,789件(平成29年度)
法人後見事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より実施(平成30年12月現在で2件受任) ・市長申し立てのケースに対応
地域たすけあい支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会の実施する、家事支援事業への支援 ・54地区のうち29地区で実施(平成30年度末見込み)
自立体力診断事業の受託	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市より受託(平成27年度～) ・実施人数 2,303人(平成29年度)
子ども未来サポート事業の受託	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市より受託(平成29年度～) ・子どもの貧困対策コーディネート事業と学習支援事業(市内5地区)を実施

<成果>

- ・制度の狭間で悩んでいる相談者への課題解決が進みました。
- ・家事支援事業の実施地区が、5年間で4地区増加しました。
- ・自立体力診断事業の受託によって、地域サロンや高齢者団体へのアプローチが可能となりました。
- ・子ども未来サポート事業の受託では、子ども支援団体との連携を図ることができ、さらに学習支援事業によって個別課題の把握にもつながりました。

<課題>

- ・住民同士による見守り支援体制の充実。
- ・関係機関、団体、福祉施設等との連携。
- ・家事支援事業実施地区への継続的な支援。
- ・生活困窮者世帯への具体的な支援の取り組み。

5 災害時のボランティア活動・災害時要援護者支援活動の整備に取り組みます

【主な取り組み】

事業名	内容・実績の概要
災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回（3日間）開催 ・5年間の延べ参加人数（542人）
災害ボランティア研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区センターで開催（各区 年1回以上の開催） ・災害講座、防災講座等の開催
区災害ボランティア連絡会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区センターで対応（浜北・天竜は合同開催） ・研修事業や災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施

<成果>

- ・災害ボランティア養成講座は、毎回定員を上回る応募者があり、さらに関心が高まってきました。
- ・自治会への働きかけによって、講座には自主防災隊からも多くの参加者がありました。
- ・連絡会への定期的な参加により、災害ボランティアとの連携強化につながり、協働による事業を実施することができました。

<課題>

- ・講座受講者の、連絡会への加入及びフォローアップ。
- ・災害時の実践対応について、各関係機関との事前調整。
- ・災害ボランティアへの認知度の向上と参加者の増加。
- ・浜松市社会福祉協議会として災害時要援護者支援活動への対応の検討。

3. 第3次浜松市地域福祉活動計画の評価（重点事業）

第3次浜松市地域福祉活動計画を推進するにあたり、市社協としてこの5年間で特に重点的に取り組む事業を「浜松市社協の重点事業」と位置付け、積極的に事業を実践してきました。

また、この事業は第3次浜松市地域福祉計画のリーディングプロジェクトとの連携を図りながら進めてきました。

第3次浜松市 地域福祉活動計画

「重点事業」

- ① コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域福祉の推進強化
- ② 企業の社会貢献（CSR）活動の促進
- ③ 地区社会福祉協議会の支援強化
- ④ 生活困窮者の自立支援への取り組み
- ⑤ 災害時におけるボランティア体制の整備

第3次浜松市 地域福祉計画

「リーディング プロジェクト」

- ① コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業
- ② 地区社会福祉協議会活動支援事業
- ③ 企業の地域福祉型社会貢献（CSR）活動促進事業

1 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域福祉の推進強化

目的	地域で福祉課題を抱えている方と必要なサービスをつなぐ機能の充実強化、さらには地区社会福祉協議会や福祉団体等と連携をする役割を持つコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域福祉の推進強化を目指します。
----	---

【実績】

1：配置についての調査・研究

- (1) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置についての意見交換会の開催（H26）
- (2) ガイドラインの作成（H26）
- (3) 先進地の視察（H26）

2：コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

- (1) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

【配置人数】

H27	H28	H29	H30
2人	4人	8人	10人

- (2) 個別相談への対応

【相談件数】（個別支援の新規相談件数）

H27	H28	H29	H30（見込み）
167件	335件	496件	599件

3：ネットワークの構築（仕組みづくり）

- (1) 福祉的な視点からの「ごみ出し支援」マニュアルの作成（H28）
- (2) 居場所づくりのための関係の構築（H29）
- (3) 「ひきこもりの悩みを抱える家族のつどい」の企画・実施（H29）
- (4) 若年性認知症家族の会の発足支援（H30）
- (5) 子どもの居場所（学習支援含む）の実施（H30）

4：地区社協の生活支援活動のサポート

- (1) 地域診断の実施（H27～） 累計23地区

<課題>

- ・地域支援や仕組みづくりの取り組みへの工夫。
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の資質の向上。
- ・専門機関や地域住民への広報と周知、連携方法の強化。
- ・生活支援コーディネーターや協議体との連携。

2 企業の社会貢献（CSR）活動の促進

目的

近年、企業では社会貢献（CSR）活動を積極的に評価しており、活用していく考えが広まりつつあります。この取り組みを、福祉と企業がパートナーとなり協働する「地域福祉型社会貢献（CSR）活動」として促進を図ります。

【実績】

1：活動実態調査、意向調査の実施

- (1) 企業の社会貢献（CSR）活動事例集の作成（H27）
- (2) 活動発表会・セミナー参加者アンケートの実施（H27）

2：活動啓発セミナー、説明会の実施

- (1) CSRセミナーの開催

【延べ参加人数】

H26	H27	H28	H29	H30（見込み）
54人	45人	34人	33人	35人

- (2) CSR活動事例発表会の開催（H27）

3：マッチング機能の構築、整備

【マッチング数】

H27	H28	H29	H30（見込み）
6件	11件	9件	23件

<課題>

- ・地域活動と企業の社会貢献（CSR）活動のコーディネート。
- ・セミナー等への参加者人数増加の工夫。
- ・企業の社会貢献（CSR）活動事例集の効果的な活用。

3 地区社会福祉協議会の支援強化

目的	地区社会福祉協議会の財源的支援のあり方を考えていくとともに、協働事業や人材育成に今まで以上に取り組みます。またコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置により、地域における福祉活動の充実と発展を促進するための支援を強化します。
----	---

【実績】

1：補助金制度の改正

- (1) 事業費（メニュー）補助方式への変更（H27）
- (2) 事業費（基本補助）を追加（H29）
- (3) 先駆的・モデル的事業補助金の新設（H29）
- (4) 地区社会福祉協議会あり方検討会の中で、補助金についての協議（H30）

2：地区社会福祉協議会担当制の導入（H26～）

3：財源確保、支援体制構築の研究

「地区社会福祉協議会（地区社協）あり方検討会」を設置（H29・30）全4回開催

4：人材育成と区地区社会福祉協議会連絡会の支援

- (1) 家事支援事業協力員養成講座の開催

【地区数と延べ参加者数】

H26	H27	H28	H29	H30（見込み）
6地区	1地区	1地区	1地区	2地区
398人	133人	52人	129人	120人

- (2) 地区社会福祉協議会連絡会の開催

【開催数（各区の合計）】

H26	H27	H28	H29	H30（見込み）
43回	39回	36回	41回	37回

<課題>

- ・地区社会福祉協議会の活動実績に対する評価基準の構築。
- ・地区社会福祉協議会担当者、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び生活支援コーディネーターの連携。
- ・地域へのアウトリーチの強化。

※アウトリーチ：積極的に対象者の場所に向いて、働きかけること

4 生活困窮者の自立支援への取り組み

目的	浜松市社会福祉協議会が実施している生活福祉資金や各種相談、ボランティアセンターなどの連携を強化し、生活困窮者を支援する新しいネットワークの構築に取り組みます。
----	---

【実績】

1：生活困窮者自立支援制度全面施行への対応検討

事業受託のためのプロポーザルへ参加しましたが、他法人が受託しました（H26）

※プロポーザル：企画提案型の委託事業者の選定方法

2：福祉関係機関、実施機関との連携

(1)「NPO法人フードバンクふじのくに」への協力

①フードバンクの実施

【利用件数】

H27	H28	H29	H30（見込み）
23件	105件	91件	84件

②フードドライブ実施状況

【実施時期、設置数】

H27	H28		H29		H30（見込み）	
冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季
1カ所	5カ所	11カ所	13カ所	13カ所	20ヶ所	20カ所

(2) NPO等との連携、ネットワークの構築

①子どもの貧困を考える会の開催（H27～）

②学習支援団体連絡会の開催（H28～）

(3) 子どもの未来サポート事業の受託（H29～）

<課題>

- ・生活困窮者自立支援事業実施事業者との連携。
- ・生活困窮者支援（子どもの貧困対策も含め）のための具体的な対策の実施。
- ・フードバンクやフードドライブの周知と住民参加の促進。
- ・子どもの貧困支援団体との連携。
- ・事業を通じて把握した課題に対しての支援。

5 災害時におけるボランティア体制の整備

目的

災害時に災害ボランティア本部と区災害ボランティアセンターを設置・運営し、復旧・復興のためのボランティア活動が円滑かつ効果的にできるようボランティア体制を見直し、再構築を図っていきます。

【実績】

1：災害時におけるボランティア体制の見直し

- (1) 区災害ボランティアセンター候補地の見直し（H27～）
- (2) ボランティア本部（センター）運営についての関係者協議
 - ①浜松市危機管理課・福祉総務課との三者協議の開催（H29、H30）
 - ②浜松市災害ボランティア連絡会との意見交換会の実施（H30）
- (3) 災害ボランティアセンター資器材倉庫の設置（H29） 7か所
- (4) 災害ボランティア本部（センター）運営マニュアルの見直し（H28）

2：災害ボランティアの育成とネットワークの推進

- (1) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催

【延べ参加人数】

H26	H27	H28	H29	H30
131人	111人	106人	89人	105人

- (2) 災害関連ネットワークの構築
 - ①浜松市災害ボランティア連絡会の運営
 - ②災害時にも助け合えるネットワークはままつの構築（H26～）
- (3) 情報伝達訓練
 - ・県内社会福祉協議会間での大規模災害時の情報伝達訓練の実施
 - ・浜松市役所が実施する大規模災害時の情報伝達訓練に参画（H30）

<課題>

- ・有事における災害ボランティア本部（センター）の機能強化と行政との役割分担の検討。
- ・災害ボランティア本部（センター）設置に向けた資金・活動資材の確保。

第3章

第4次浜松市地域
福祉活動計画の考
え方

1. 第4次浜松市地域福祉活動計画の体系

基本構想

市民の参加と支えあいによる
誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

気づき・つながり・支えあい・安心でつながるまち、はままつ

基本目標

1. 参加する
「福祉のま
ちづくり」
の推進

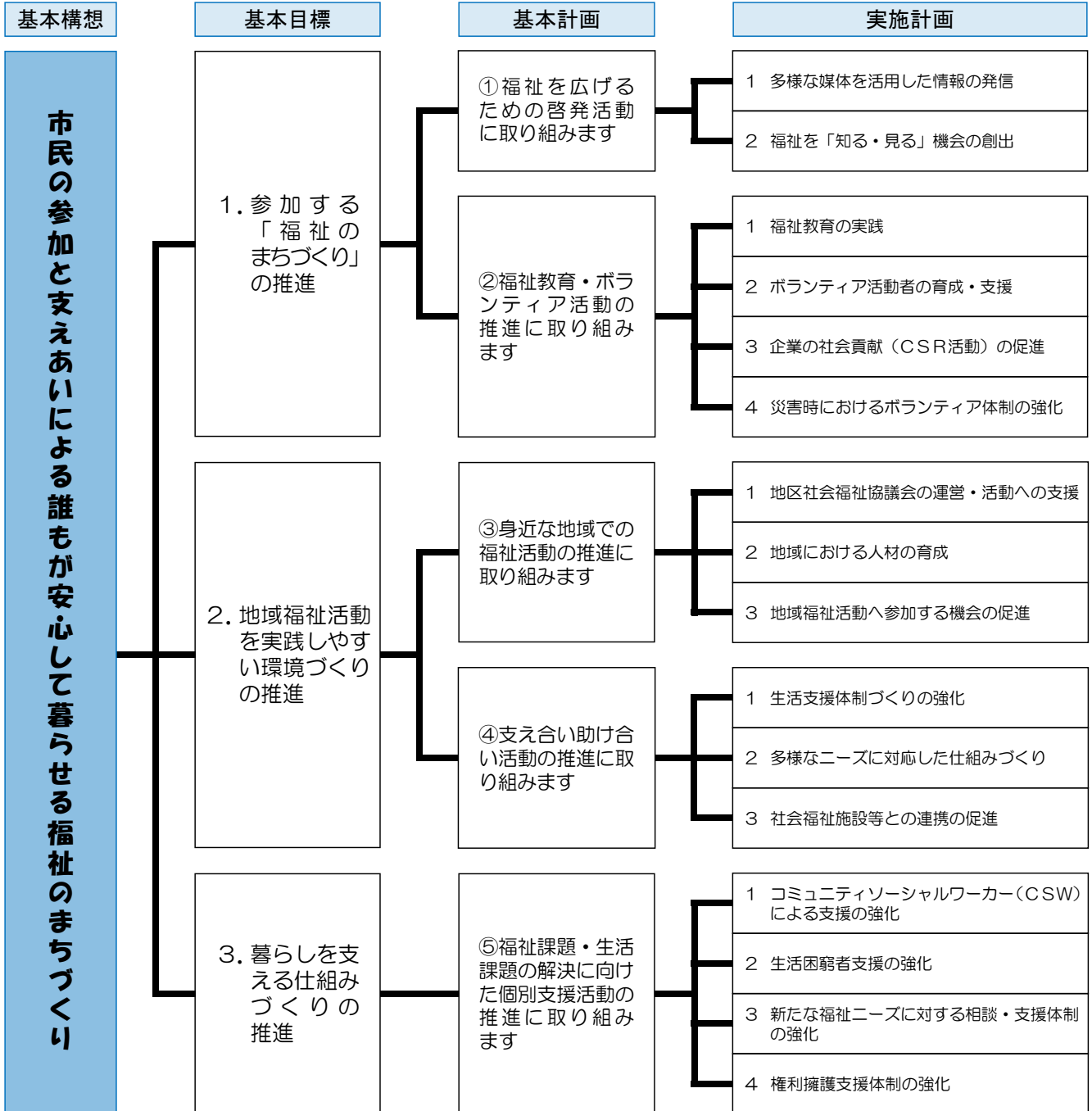
2. 地域福祉
活動を実践
しやすい環
境づくりの
推進

3. 暮らしを
支える仕組
みづくりの
推進

5つの基本計画

16の実施計画

2つの重点事業



2. 基本構想

《基本構想》

市民の参加と支えあいによる 誰もが安心して暮らせる 福祉のまちづくり

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりには、市民一人ひとりが抱える生活課題を、すべての人が他人事ではなく自分のこと「我が事」としてとらえ、地域全体で考えていくことが重要です。

この基本構想は、国が今後の地域福祉の方向性として示した「地域共生社会の実現」に通じることであり、また、新・社会福祉協議会の基本要項（平成4年策定）（※資料P52）から連綿と続く社会福祉協議会の目指すものです。

そのため、第3次浜松市地域福祉活動計画から継承して、第4次計画においても地域福祉を推進する基本構想として位置づけます。

気づき つながり 支えあい 安心してつながるまち

はままつ

3. 基本目標

第3次浜松市地域福祉活動計画においては、基本構想「市民の参加と支えあいによる誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」実現のため、4つの目標を立てて実践してきましたが、その間の福祉の動向を踏まえ見直しを行い、新たに3つの目標として整理しました。

1. 参加する「福祉のまちづくり」の推進

地域福祉の主役は市民（住民）です。市民（住民）、関係機関・団体が福祉の課題について「我が事」と考え、参加することにより、地域における福祉課題、生活課題を身近な問題としてとらえ、福祉のまちづくりを進めます。

2. 地域福祉活動を実践しやすい環境づくりの推進

地域福祉活動を地域に根ざしたものとして効果的に実践していくためには、「地区社会福祉協議会」の役割はとても重要です。

「地区社会福祉協議会」の活動がしやすい環境を整備するとともに、ボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人等の団体が地域で活動するための環境づくりを進めます。

3. 暮らしを支える仕組みづくりの推進

近年の地域における福祉を取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化の進行はもとより、全世代での孤立・孤独の問題、生活困窮世帯の増加、新たな福祉課題の顕在化等、今まで以上に課題の多様化・深刻化が進んでいます。支援機関の連携をもとに、「一人の不幸も見逃さない」ために、暮らしを支え、課題を解決する仕組みづくりを進めます。

4. 基本計画

第4次計画における基本目標を達成するために、今までの基本計画を見直し、新たな5つの柱を設定しました。

この柱は、これからの地域福祉を進めていくため、浜松市社会福祉協議会が率先して実行し、地域住民をはじめ地区社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、民間企業等と連携をしながら推進、実行するものとして位置づけていきます。

《 5つの柱 》

- ①福祉を広げるための啓発活動に取り組みます
- ②福祉教育・ボランティア活動の推進に取り組みます
- ③身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます
- ④支え合い助け合い活動の推進に取り組みます
- ⑤福祉課題・生活課題の解決に向けた個別支援活動の推進に取り組みます

①福祉を広げるための啓発活動に取り組みます

地域福祉の推進のためには、年齢、性別、障がいの有無や国籍などにかかわらず、地域に住んでいるすべての人が、地域社会の一員として福祉に関心を持つとともに、活動に参加することが重要です。そのために、地域福祉の理解促進を図る啓発活動に取り組んでいきます。

②福祉教育・ボランティア活動の推進に取り組みます

子どもから大人の世代まで、それぞれに応じた福祉教育を実施し、福祉活動への参加を促進していくとともに、学校・教育委員会や関係機関等との連携を強化します。また、災害時のボランティア活動の支援の充実や災害ボランティアの養成に取り組んでいきます。

③身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのためには、地域の福祉活動に参加する人を増やすことが重要です。そのために、地区社会福祉協議会の活動を強化するとともに、人材の育成に積極的に取り組みます。

④支え合い助け合い活動の推進に取り組みます

地域での福祉を向上させるためには、住民相互の顔が見える関係づくりと支援をする側、支援をされる側という関係ではなく、双方向の支え合いが必要です。そのために、関係機関や社会福祉法人と連携しながら、支え合い助け合いの仕組みづくりに取り組みます。

⑤福祉課題・生活課題の解決に向けた個別支援活動の推進に取り組みます

地域の中には、様々な原因により課題を抱えている方（世帯）が潜在化しています。できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、民生委員・児童委員をはじめ相談支援機関と連携し、課題解決のための支援に積極的に取り組みます。

1 福祉を広げるための啓発活動に取り組みます

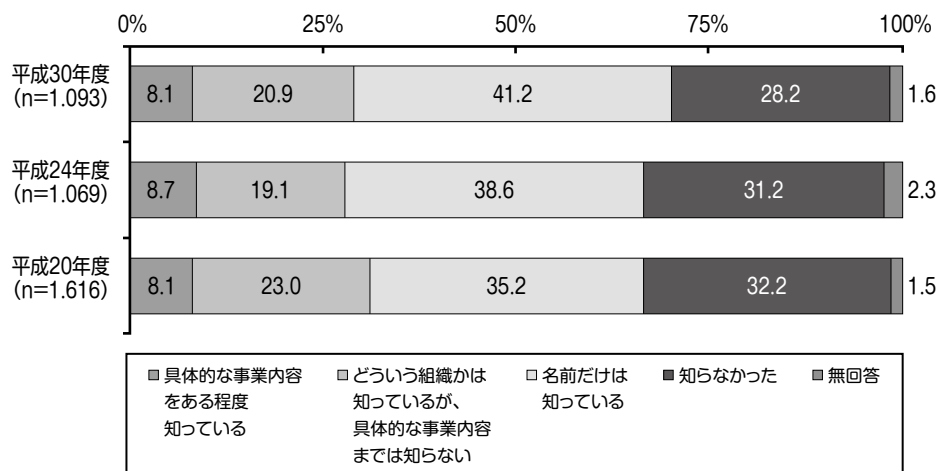
【現状と課題】

- これまでも、地域の住民に対して福祉啓発に努めてきましたが、市民アンケートの結果では、まだまだ地域福祉の浸透は十分ではありません。
- 若い世代には、「福祉」「地域福祉」の啓発が十分ではなく、そのため福祉活動への参加が少ない状況です。
- 福祉のイベントや福祉大会等については新たな参加者が少なく、今まで連携やかかわりが少なかった分野への啓発も重要です。

【アンケート・意見交換会から】

○市民アンケートから

- Q. 市社協を知っていますか。



※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

※浜松市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動を知らない市民の割合が多く、この10年間でもその傾向は変わっていません。

○意見交換会から

- 浜松市社会福祉協議会の活動がわからない。
- 福祉は、かかわった人しかわからない。
- 地域福祉に関する活動がよくわからない。目に見えることが少ないように思う。情報提供と意識啓発をもっと積極的に行なってほしい。

1. 多様な媒体を活用した情報の発信

多くの方々が福祉に関心を持ち活動につながるよう、様々な媒体を活用し情報の発信をします。また、インターネットを活用した新しい情報発信の仕組みを検討します。

(具体的な取り組み)

- ホームページの運営や社協だよりの発行
- 社協ガイドブックやPRパンフレットの作成
- インターネット等を活用した情報発信の研究

2. 福祉を「知る・見る」機会の創出

住民の方々を対象とし、地域の課題やその解決を考える機会を作り、地域福祉の理念を広めることを目指します。

(具体的な取り組み)

- 浜松市福祉大会の充実
- 福祉講演会、ふれあい広場等の開催
- 協働センターまつり等への参画
- 地域福祉活動計画説明会・住民懇談会等の開催
- 多文化共生センター等と連携し、外国にルーツのある人々を取り巻く環境の理解促進

2 福祉教育・ボランティア活動の推進に取り組みます

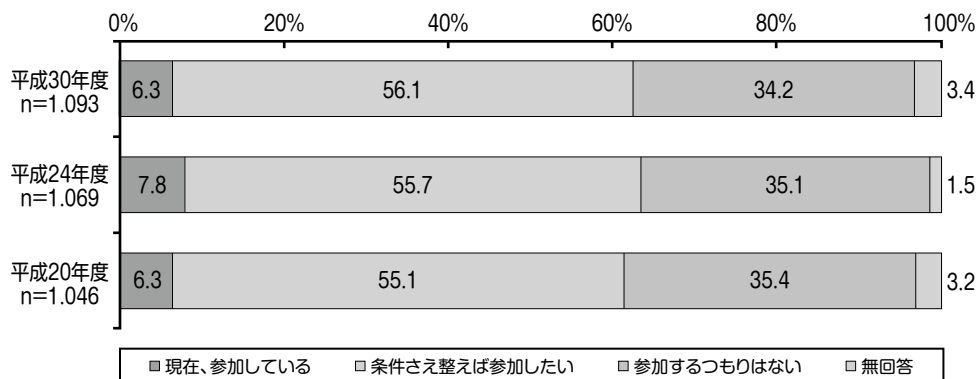
【現状と課題】

- ボランティアグループの中で、後継者の育成が進んでいません。
- 若い世代のボランティアへの理解、活動への参加が少ない状況です。
- 市民アンケートでは、ボランティア活動の参加者が増えていません。

【アンケート・意見交換会から】

○市民アンケートから

- Q. ボランティア活動に参加したいと思いますか。



※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

※ボランティア活動への参加意向をみると、全体では「条件さえ整えば参加したい」が5割を超え、最も高くなっています。その条件として、①自分に合った時間、内容であること②定期的でなくても活動できること③誰でも簡単にできること等が挙げられています。

○意見交換会から

- 小学生の頃からの福祉教育を充実させ、次世代の担い手を育ててほしい。
- 現在の参加者が高齢化し、地域活動の参加者が固定化している。
- 男性の参加者が少ない。
- 地域の中には高齢者しかいないため、担い手となる人材が少ない。
- 学校（教育）の場での、障害者理解、障害理解を進めることが大事。

1. 福祉教育の実践

主に児童・生徒への福祉教育の推進を図るとともに、関係機関と連携し地域の中での福祉教育を進めていきます。

(具体的な取り組み)

- ・夏休みチャレンジボランティアの充実
- ・福祉教育連絡会の開催
- ・出前講座の充実
- ・自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会と協働した講演会等の開催

2. ボランティア活動者の育成・支援

ボランティアグループ等への支援として、助成金の交付や情報提供を積極的に進めていきます。また、ボランティア活動を周知するための啓発事業を充実させ、ボランティア活動者の拡大に努めます。

(具体的な取り組み)

- ・ボランティア・福祉団体助成事業の実施
- ・ボランティアセミナーの開催
- ・ボランティア連絡会への支援強化
- ・ボランティア啓発事業の実施
- ・ボランティアセンターの充実

3. 企業の社会貢献（CSR活動）の促進

地域の課題解決のため、企業や社会福祉法人と連携して事業を推進します。

(具体的な取り組み)

- ・企業との協働事業の実施
- ・ボランティア相談（CSR相談）の充実

4. 災害時におけるボランティア体制の強化

災害発生時に備え、災害ボランティアコーディネーターの養成を図るとともに、災害ボランティア団体との連携を推進します。

(具体的な取り組み)

- ・災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- ・災害ボランティア研修会等の開催
- ・災害ボランティア連絡会等との連携強化

3 身近な地域での福祉活動の推進に取り組みます

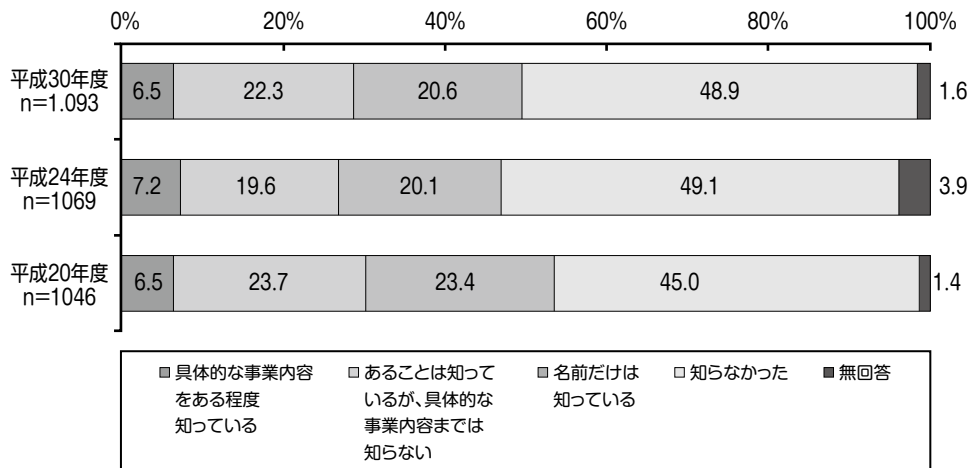
【現状と課題】

- ・地域福祉の推進母体である地区社会福祉協議会の認知度が高くありません。
- ・地区社会福祉協議会の活動が、停滞している地区があります。
- ・浜松市社会福祉協議会による地区社会福祉協議会への支援が十分とは言えません。

【アンケート・意見交換会から】

○市民アンケートから

- ・Q. 地区社会福祉協議会を知っていますか。



※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

※地区社会福祉協議会の認知度については、知らなかったが最も多く、この10年間でもその傾向が変わっていません。

○意見交換会から

- ・地区社会福祉協議会の活動へかかわる人を増やすため、認知度の上昇に向けた方策や地区内の団体との連携に向けたコーディネート機能を充実してほしい。
- ・地区社会福祉協議会のボランティアが少ない。増えない。高齢化している。
- ・地区社会福祉協議会の広報をもっとした方がいい。

1. 地区社会福祉協議会の運営・活動への支援

地区社会福祉協議会の活動が充実されるように、財政的な支援や円滑な事業推進のための支援を行います。

(具体的な取り組み)

- 地区社会福祉協議会への補助金の交付
- 地区社会福祉協議会担当制の充実
- 地域診断の実施
- 新たな地区社会福祉協議会支援のあり方の検討
- 区単位の地区社会福祉協議会連絡会の開催

2. 地域における人材の育成

地区社会福祉協議会の活動の担い手を育成・養成するため、地区社会福祉協議会と協働しながら、講座等を開催します。

(具体的な取り組み)

- 地区社会福祉協議会人材育成事業の充実

3. 地域福祉活動へ参加する機会の促進

地区社会福祉協議会の活動を理解するとともに地域福祉の啓発のために住民を対象とした講演会等を開催します。

(具体的な取り組み)

- 地域福祉講演会等の開催

4 支え合い助け合い活動の推進に取り組みます

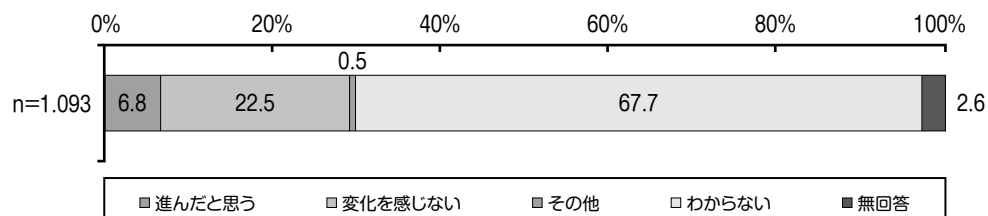
【現状と課題】

- 住民が抱える問題を早期に発見し、解決する仕組みが十分ではありません。
- サロン活動や家事支援事業等の地域での支え合い助け合い活動が進んでいる地区もある一方、活動が役員をはじめとする一部の人のみで行われ、担い手が不足している地区もあります。
- 地域ボランティアコーナーが設置されていない地区があるとともに、既設地区でもその活用が十分にされていません。
- 新総合事業への移行が、円滑に進んでいません。

【アンケート・意見交換会から】

○市民アンケートから

- Q. 地区社会福祉協議会の設立により、地域での支え合いが進んだと思いますか。



※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

※地区社会福祉協議会の認知度が低いので、支え合いの効果を実感する住民も少なくなっています。

○意見交換会から

- 地区社会福祉協議会と他団体との連携が十分ではない。
- 福祉サービスは充実してきているが、地域の中で制度の狭間の問題を抱える人への支援が少ない。
- 「居場所」はすごく重要であり、関心が高い。
- 「事業所」「会社」「商店」等のまとまりを考えて活用する。

1. 生活支援体制づくりの強化

浜松市からの受託事業である生活支援コーディネート事業（第1層・第2層）の取り組みを強化し、地域の中での支え合い助け合い活動の推進を図ります。

（具体的な取り組み）

- 生活支援コーディネート事業（市受託）の強化
- 生活支援コーディネーターの資質向上のための研修会の開催

※生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

2. 多様なニーズに対応した仕組みづくり

地区社会福祉協議会が実施主体となる家事支援事業の拡充を図るとともに、新たな地域課題に対応するための様々な研究を進めていきます。

（具体的な取り組み）

- 地域たすけあい支援事業の強化
- 移動支援や買い物支援等の研究

3. 社会福祉施設等との連携の促進

地域での支え合い助け合い活動の充実のため、社会福祉法人の地域貢献活動と連携し事業の展開を図ります。また、企業や事業所等との連携も進めていきます。

（具体的な取り組み）

- 社会福祉法人の地域貢献事業事例集の作成
- 福祉施設との協働事業の実施
- 地域にある企業や事業所との連携の強化

5 福祉課題・生活課題の解決に向けた個別支援活動の推進に取り組みます

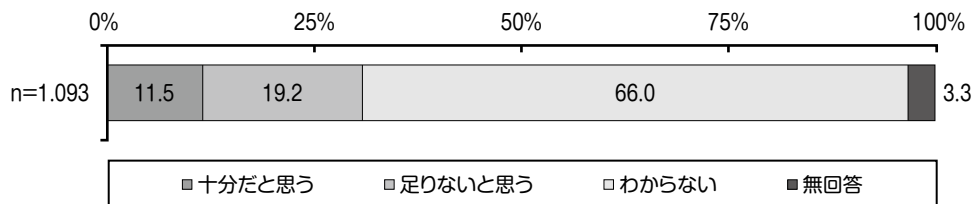
【現状と課題】

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間の問題解決（個別支援）から、地域支援、仕組みづくりの取り組みを実践してきましたが、その実績はまだ十分とは言えません。
- 生活困窮者の支援について、支援団体間の連携が図られていません。
- 成年後見制度の周知が十分ではありません。
- 今まで潜在化していた課題に対して、支援ができる体制ができていません。

【アンケート・意見交換会から】

○市民アンケートから

- Q. 現在の相談支援体制について、十分だと思いますか。



※平成30年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

※わからないが最も多くなっていますが、家族に障がいのある人や介護の必要な人がいる方のみの場合では、「足りないと思う」が26.8%となっています。

○意見交換会から

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動が見えない。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携が十分ではない。また、区に1名では少ないのではないかな。
- 専門職間の連携があまりできていない。
- 認知症の方が増加することにより、支援体制の強化が必要である。
- 窓口が多くあっても、そこまで行けない人は大勢いる。表に出てこない、声に出せない人への支援をしっかりとしてほしい。
- 相談窓口が多すぎる。適切な相談先を紹介してくれる場がほしい。

1. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による支援の強化

地域福祉活動を支援する専門的な職員としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の中での個別支援、地域支援、仕組みづくりに積極的に取り組みます。また、その活動を円滑に進めるため、浜松市と連携し支援体制の整備に努めます。
（具体的な取り組み）

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業の強化
（個別支援・地域支援・仕組みづくりの取り組み）
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）支援体制整備事業の強化
- ・地域支援サポーター養成講座の開催

2. 生活困窮者支援の強化

民生委員・児童委員の方々と連携しながら生活困窮者や生活困窮世帯への支援を強化し、地域の中でのつながりの再構築を進め社会的孤立を防ぐ取り組みを実践します。
（具体的な取り組み）

- ・生活困窮者支援事業の強化
- ・子どもの未来サポート事業（市受託）の強化
- ・歳末たすけあい事業の充実
- ・資金貸付事業の見直し

3. 新たな福祉ニーズに対する相談・支援体制の強化

地域の中での新たな課題に対して、関係機関と協働し支援活動に取り組みます。
（具体的な取り組み）

- ・外国にルーツのある子どもたちへの支援
- ・ひきこもり、不登校児童生徒等への支援
- ・犯罪被害者等の新たなニーズへの支援の研究

4. 権利擁護支援体制の強化

対象となる方々の判断能力や生活状況を踏まえ、本人の意思決定が尊重されるよう権利擁護支援事業に取り組みます。また、その推進のため啓発活動を充実します。
（具体的な取り組み）

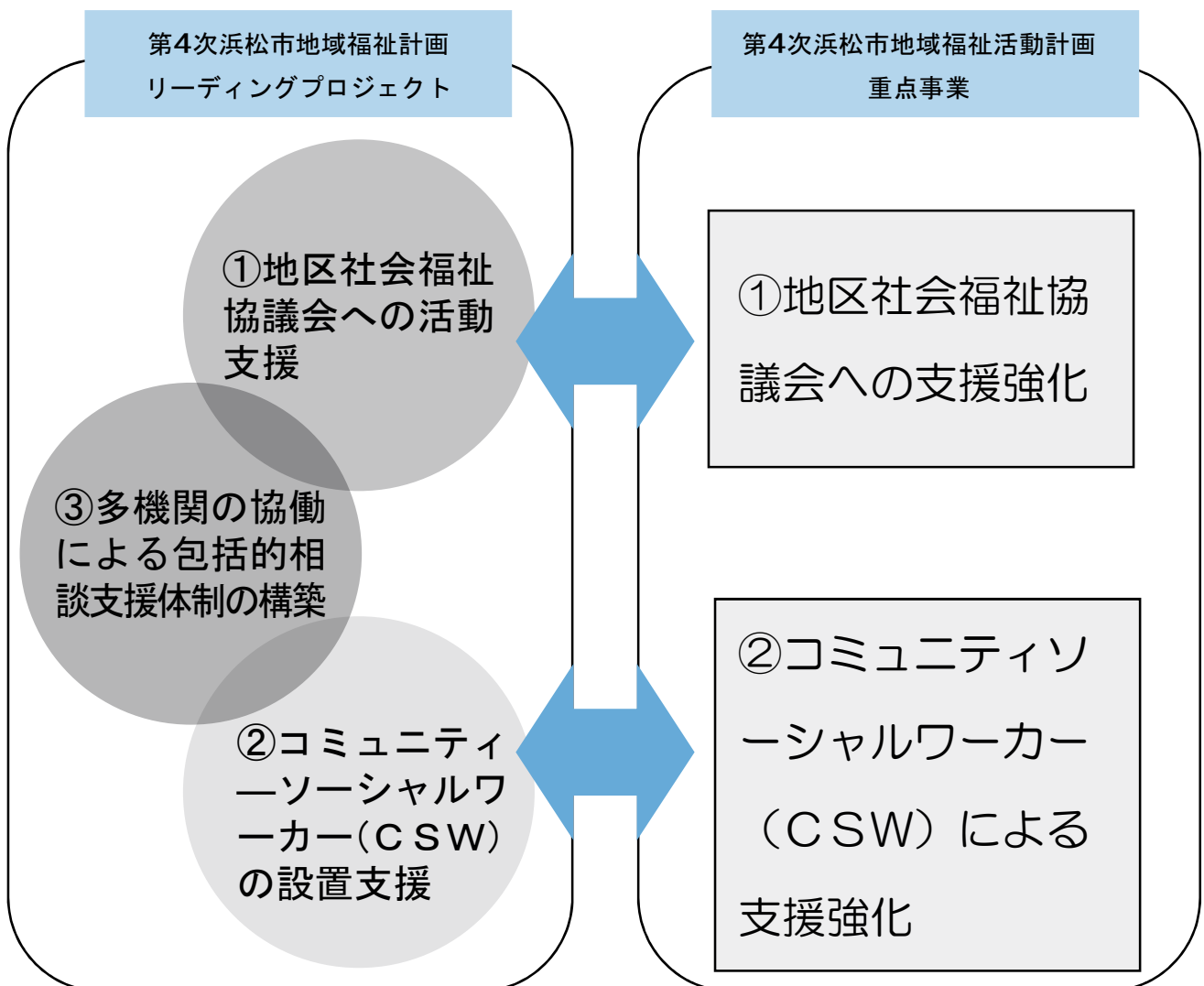
- ・日常生活自立支援事業の充実
- ・成年後見事業（法人後見事業）の充実
- ・成年後見制度利用促進事業（市受託）の充実

5. 重点事業

地域福祉活動計画を推進していく上で、これまで実施してきた事業や今後の地域福祉の方向を考慮し、浜松市地域福祉計画と連携して浜松市社会福祉協議会で重点的に取り組むものを「重点事業」として位置づけてきました。

第4次計画においても、①地区社会福祉協議会への支援強化 ②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による支援強化 の2つの取り組みを重点事業として推進していきます。

また、これらは、全国社会福祉協議会が取りまとめた「社協・生活支援活動強化方針 第2次アクションプラン（改訂版）」（※資料P53）とも連動し、今後の社会福祉協議会の重要な方向性を示すものとなります。



1 地区社会福祉協議会への支援強化

目的

地区社会福祉協議会は、地域福祉の推進母体として、平成30年12月末現在54地区において地域の実情に応じた様々な事業を展開しています。浜松市社会福祉協議会では、それぞれの地区社会福祉協議会の状況に応じ、必要な支援を実施してきました。

地域の中で福祉に関する環境が変化し、今後も地区社会福祉協議会に求められる役割はますます大きくなっていきます。5年先、10年先も活動が十分発揮されるために、将来を見据えた地区社会福祉協議会への支援（基盤強化）を推進していきます。

また、現在未設立の地区については、地区社会福祉協議会の必要性や重要性を説明するとともに、設立へ向けての働きかけを継続して実施していきます。

具体的な事業内容

(1) 地区社会福祉協議会への補助金の交付

地区社会福祉協議会の運営や事業が円滑に推進されるよう、財政的な支援を強化します。また、その内容についても地域の実情を考慮しより効果的な支援につながるよう3年目をめどに内容を検討します。

【具体的な取り組み】

- ・平成31年度から新たな積算による補助金交付の実施
- ・3年目に補助金の内容を検討

(2) 地区社会福祉協議会担当制の充実

地区社会福祉協議会の活動に対して、様々な支援を行う担当職員を配置し、地域の課題発見から解決までの対応のサポートをはじめ運営上の相談にも応じる体制を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・担当地区の役員会等への出席
- ・担当地区の予算決算資料等の作成支援
- ・担当職員の資質向上のため、地域支援に関する研修会等の実施

(3) 地域診断の実施

地域の課題把握のために地区社会福祉協議会と協働して地域診断に取り組み、地域で求められる活動が実践できるような支援を図ります。また、地域診断の結果を受けて、浜松市社会福祉協議会として各地区社会福祉協議会に対して、具体的にどんな支援が必要で、今後どのように支援していくのかを「支援計画」として作成します。そこでは地域の実情と合わせて地域間の格差についても考慮してきます。

【具体的な取り組み】

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と地区社会福祉協議会担当職員及び生活支援コーディネーターが連携し、地域との協働による地域診断の実施
- ・地区社会福祉協議会ごとの支援計画の作成

(4) 地域ボランティアコーナーの活用

地域ボランティアコーナーの機能拡大による相談支援体制の拡充を検討するとともに、地域住民への周知を実施します。

【具体的な取り組み】

- ・地区社会福祉協議会と連携し、地域の中の「福祉なんでも相談」の実施
- ・相談支援機関へつなぐことができる体制の構築
- ・インターネットを活用した情報共有の研究

(5) 未設立の地区への働きかけ

地区社会福祉協議会未設立の地区（4地区）に対して、地域での福祉活動の必要性や様々な支援体制を説明し、設立へ向けての働きかけをしていきます。

【具体的な取り組み】

- ・自治会等への説明会の実施
- ・地域への啓発活動の実施

(6) 地区版地域福祉活動計画等の策定支援

市内の複数の地区社会福祉協議会において、地区版の地域福祉活動計画の策定がされています。他の地区においても地域福祉を推進していくうえで活用できるよう、策定の支援を図ります。

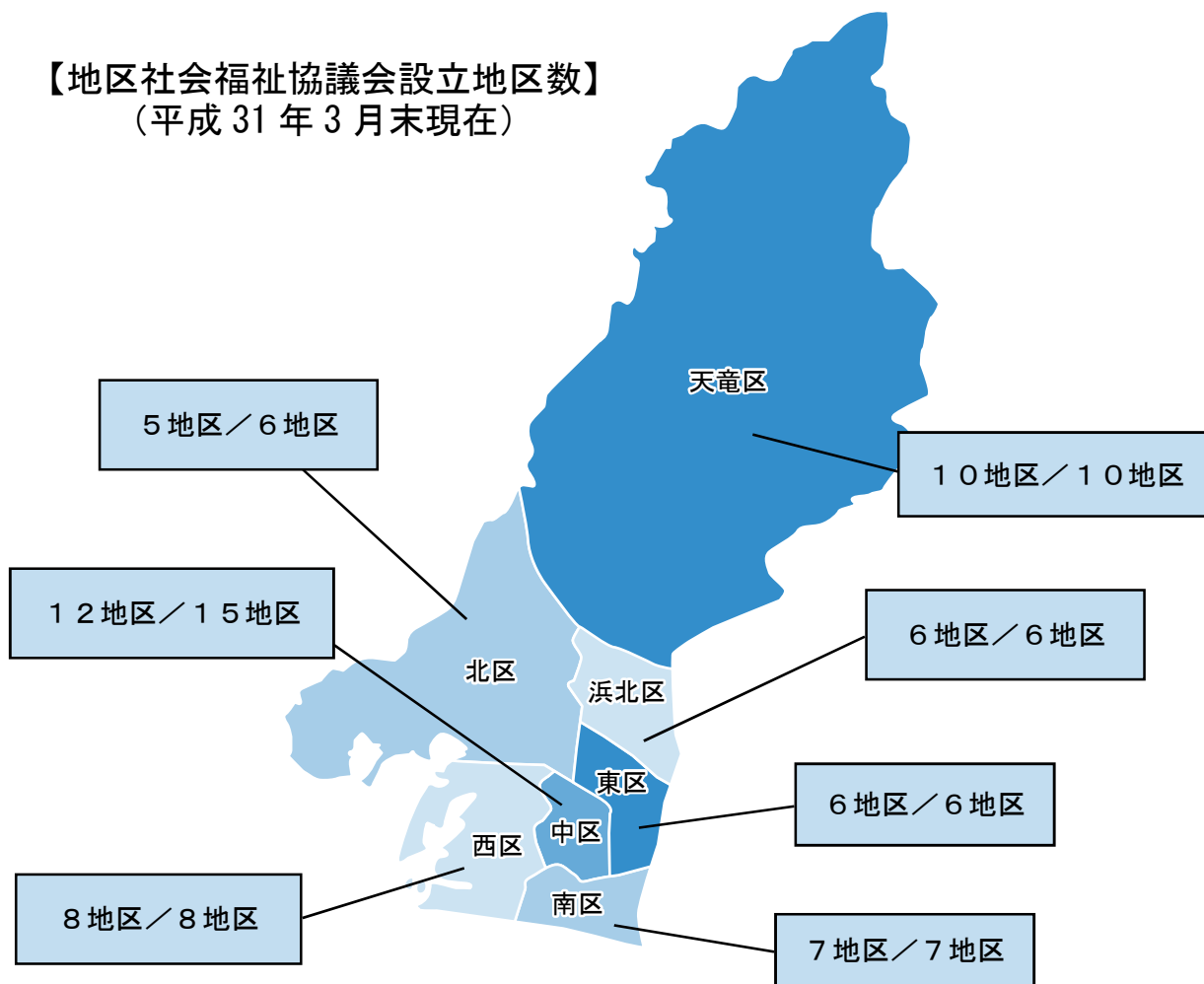
【具体的な取り組み】

- ・計画策定の説明等の開催
- ・計画策定の委員会等への参画

年次計画

事業名	年 度				
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
補助金の交付	○	○	見直し	○	○
担当制の充実		○	○	○	○
地域診断の実施	○	○	○	○	○
地域ボランティアコーナーの活用			○	○	○
未設立の地区への働きかけ	○	○	○	○	○
地区版地域福祉活動計画等の策定支援		○	○	○	○

【地区社会福祉協議会設立地区数】
(平成31年3月末現在)



2 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による支援強化

目的

浜松市社会福祉協議会では、平成27年度からコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間の問題解決や地区社会福祉協議会、地域の福祉団体への支援、課題解決のための仕組みづくり等に取り組んできました。

しかし、近年の地域の状況は、少子高齢化の進行、社会からの孤立や複合的で複雑な課題を抱える世帯の顕在化等、緊急に支援が必要な人が増加しています。このような人に対して、早期に発見し、必要なサービスにつなげることや、サービスを創出していくことが今まで以上に求められてきます。

そのための専門職としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を進め、個別課題に確実に対応するとともに、地域の課題解決力を高める支援ができるよう、配置体制の整備と資質向上を図ります。

具体的な事業内容

（1）コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

常にアウトリーチの意識を持ち必要な支援を実施し、個別支援から見えてくる地域の課題に対しては、生活支援コーディネーター等と連携し、地域への支援や仕組みづくりへつなげます。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動しやすい環境整備の強化を図ります。

【具体的な取り組み】

- 地域の課題に対して、個別支援、地域支援等必要な支援の実施
- 地域担当と地域リーダーの連携の強化
- 業務を円滑に推進するための活動支援体制の整備の強化
- 平成31年度以降の増員へ向けて、行政と調整

（2）相談支援機関とのネットワークの強化

課題解決が困難な事例については、チームアプローチでの支援を実施するため、民生委員・児童委員や相談支援機関等とのネットワークの構築を強化します。

【具体的な取り組み】

- 相談支援機関との連携を強化するため、定期的な会議や事例検討、交流会等の実施
- 第4次浜松市地域福祉計画リーディングプロジェクト「多機関の協働による包括的相談支援体制の構築」（※資料P54）との連携

(3) 資質向上のための研修や資格取得支援

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、その業務内容から、福祉分野はもとより多岐にわたり幅広い知識と技術が必要となります。新たな地域の課題や各制度・サービスに対応できる力の確保が求められるため、資質向上のために必要な研修等を実施します。

【具体的な取り組み】

- ・情報共有や支援検討のため、ケース会議等の開催
- ・連携強化のため、多職種による研修会の開催
- ・社会福祉士等の資格取得への支援
- ・職員研修プログラム体系の見直し

(4) 事例集等の作成

活動事例を検証し、常にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）間で情報共有を図る体制を強化するとともに、その役割について関係機関に周知することで、より効果的な支援を実施します。

【具体的な取り組み】

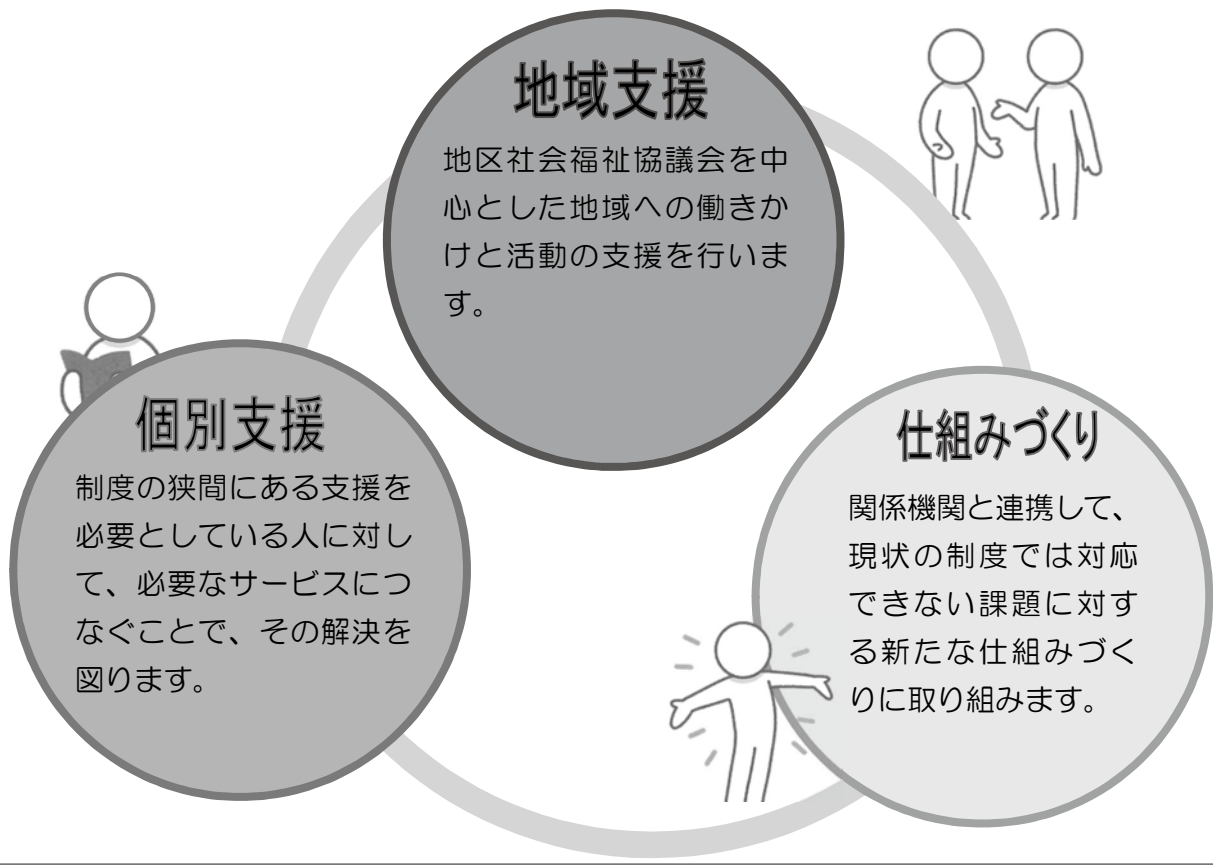
- ・地域支援や仕組みづくりの事例集の作成
- ・活動実績報告書の作成

年次計画

事業名	年 度				
	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	○	○	○	○	○
ネットワーク強化	○	○	○	○	○
研修・資格取得支援	○	○	○	○	○
事例集等の作成		○		○	

【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割】

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、既存の制度には当てはまらない問題を明確にし、課題解決につなげる「個別支援」と、地域の中にある生活支援体制や地域住民の福祉推進の支援などを行う「地域支援」、さらには支援を推進するための仕組みの構築を目指す「仕組みづくり」の三つの役割を担います。



資料

意見交換会 実施団体一覧表

	団体名	日 程	参加人数
1	子ども会（市子連）	8月 8日（水） 19：30～	10
2	NPO法人はままつNPOネットワークセンター	8月24日（金） 16：00～	3
3	地域包括支援センター（センター長会議）	8月31日（金） 9：30～	21
4	障がい者基幹相談支援センター	9月 3日（月） 10：00～	3
5	浜松市民生委員児童委員協議会（中区）	9月 5日（水） 13：30～	15
6	浜松市民生委員児童委員協議会（東区）	9月 7日（金） 13：30～	11
7	浜松市民生委員児童委員協議会（西区）	9月 7日（金） 13：30～	9
8	浜松市民生委員児童委員協議会（浜北区）	9月 7日（金） 13：30～	6
9	浜松市身体障害者福祉協議会	9月 9日（日） 10：00～	11
10	明生会	9月 9日（日） 13：00～	7
11	災害ボランティア連絡会	9月10日（月） 18：30～	3
12	浜松市老人クラブ連合会	9月11日（火） 13：30～	12
13	社会福祉施設協議会	9月11日（火） 14：00～	8
14	学生FRESH（フレッシュ）	9月11日（火） 18：00～	2
15	アクティブ	9月12日（水） 11：00～	9
16	浜松市手をつなぐ育成会	9月18日（火） 14：00～	11
17	社会福祉法人天竜厚生会	9月20日（木） 14：30～	4
18	地区社会福祉協議会（浜北区）	10月 5日（金） 10：00～	22
19	浜松市民生委員児童委員協議会（南区）	10月10日（水） 15：30～	7
20	浜松市民生委員児童委員協議会（北区）	10月10日（水） 15：30～	8
21	地区社会福祉協議会（天竜区）	10月11日（木） 13：30～	25
22	ボランティア連絡協議会（浜松）	10月11日（木） 19：00～	13
23	ボランティア連絡協議会（浜北）	10月12日（金） 11：00～	6
24	地区社会福祉協議会（東区）	10月16日（火） 9：30～	22
25	地区社会福祉協議会（中区）	10月18日（木） 13：30～	30
26	地区社会福祉協議会（南区）	10月18日（木） 9：30～	30
27	ボランティア連絡協議会（北）	10月18日（木） 9：00～	6
28	地区社会福祉協議会（西区）	10月19日（金） 13：30～	34
29	NPO法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	10月22日（月） 9：30～	7
30	地区社会福祉協議会（北区）	10月31日（水） 10：00～	11
31	浜松市民生委員児童委員協議会（天竜区）	11月 9日（金） 9：30～	6

策定委員会 委員名簿

No.	氏名	所属	選出区分（役職名）	備考
1	大塚 陽久	浜松地区センター （中区）	中区地区社会福祉協議会連絡会 会長	
2	田中 充	浜松地区センター （東区）	東区地区社会福祉協議会連絡会 会長	委員長
3	杉山 邦司	浜松地区センター （南区）	南区地区社会福祉協議会連絡会 会長	
4	安間 清弘	西地区センター	浜松市西区自治会連合会 会長	
5	小倉 一夫	北地区センター	三方原地区社会福祉協議会 会長	
6	西村 恭一	浜北地区センター	浜北区地区社会福祉協議会連絡会 会長	
7	久保田 敦博	天竜地区センター	天竜区地区社会福祉協議会連絡会 会長	副委員長
8	森田 孔二	浜松市	健康福祉部次長 福祉総務課長	
9	小栗 康義	浜松市社会福祉協議 会	常務理事	
アドバイザー				
1	佐藤 順子	聖隷クリストファー 大学	社会福祉学部 社会福祉学科長 教授	

計画策定プロジェクト 委員名簿

No.	氏名	役職名
1	中谷 高久	地域支援課長
2	鈴木 とみこ	総務課長
3	高倉 学	生活福祉課長
4	石川 淳	浜松地区センター長
5	角田 裕昭	西地区センター長
6	金森 徳之	北地区センター長
7	土田 雅弘	浜北地区センター長
8	太田 泰司郎	天竜地区センター長

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「受け手」「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主體的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
 - ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
 - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
 - ③共通基礎課程の創設 等

(厚生労働省ホームページより)

新・社会福祉協議会基本要項（抜粋）

I. 社会福祉協議会の性格、活動原則、機能

1. 社会福祉協議会の性格

社会福祉協議会は、

- ①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、
- ②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
- ③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行う、
- ④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

2. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。

- (1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。 **【住民ニーズ基本の原則】**
- (2) 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。 **【住民活動主体の原則】**
- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。 **【民間性の原則】**
- (4) 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。 **【公私協働の原則】**
- (5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。 **【専門性の原則】**

3. 社会福祉協議会の機能

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核組織として、次の機能を発揮する。

- (1) 住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進機能
- (2) 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- (3) 福祉活動・事業の企画および実施機能
- (4) 調査研究・開発機能
- (5) 計画策定、提言・改善運動機能
- (6) 広報・啓発機能
- (7) 福祉活動・事業の支援機能

※平成4年4月1日

社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要

「行動宣言」にもとづく「強化方針」の柱

- あらゆる生活課題への対応
- 地域のつながりの再構築

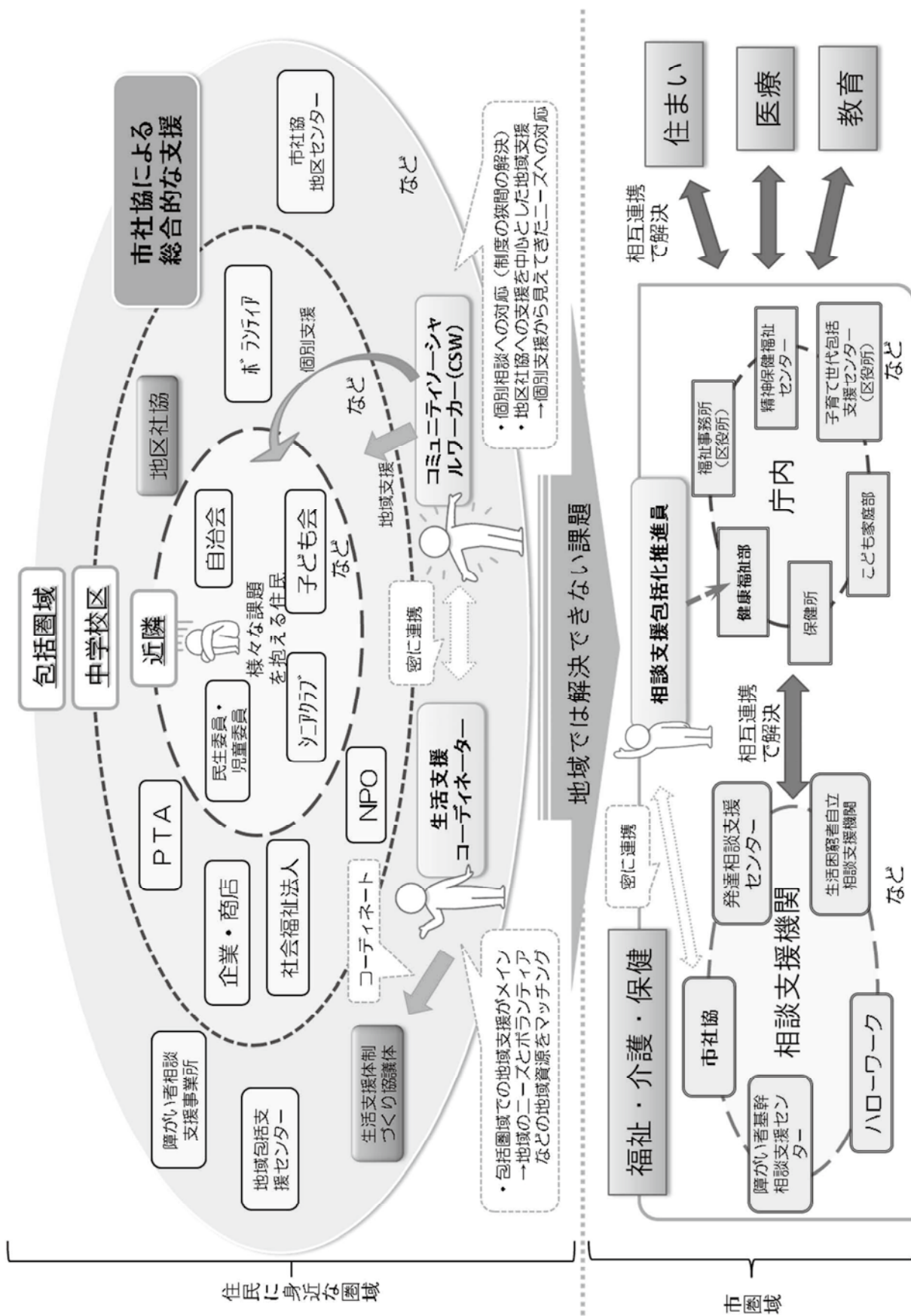
「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進⇒「包括的な支援体制」における「協働の中核」を担う地域住民から寄せられる多様な地域生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。
 小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、地域の関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げること、地域のつながりの再構築を図り、地域共生社会の実現に向けた実践をすすめる。

「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動

<h3>1. アウトリーチの徹底</h3> <p>ステップ① ↓ ステップ②</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築 (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成 (3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開 	<h3>2. 相談・支援体制の強化（総合相談体制の構築）（生活支援体制づくり）</h3> <p>ステップ① ↓ ステップ②</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談窓口の総合化と職員チーム対応力の向上 (2) 部門間横断の相談支援体制づくり 	<p>ステップ① ↓ ステップ②</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 (2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 (3) 住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とハロワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施 (4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応 	<h3>3. 地域づくりのための活動基盤整備</h3> <p>ステップ① ↓ ステップ②</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備（小学校区程度） (2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充 (3) 地域づくりに向けた人材確保・育成 (4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり
<h3>取り組みにあたっての留意事項</h3> <p>◇取り組みの前提として必要になること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社協役職員の共通理解（局内連携体制づくり） ② 職員育成の体制づくり ③ 活動財源の確保 ④ 地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働 ⑤ 地域福祉活動計画等の策定・改定 			
<h3>4. 行政とのパートナーシップ</h3> <p>取り組み全体の共通事項</p> <p>ステップ① ↓ ステップ②</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 担当部門を越えた行政との連携強化 (2) 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価 (3) 権利擁護等に関する行政の取り組み強化 			

(全国社会福祉協議会ホームページより)

■ 多機関の協働による包括的相談支援体制のイメージ



(第4次浜松市地域福祉計画 より)

第4次 浜松市地域福祉活動計画

平成31年3月

社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会
〒432-8035 浜松市中区成子町140-8

TEL : 053-453-0580

FAX : 053-452-9218

